

令和元年度 防除における無人航空機（マルチコプター）に係る事故等一覧（国土交通省に報告のあったもの）

No.	発生日	飛行させた者又は所属団体等	飛行場所	機体 (種類、特徴等)	事案の概要	航空法上の許可・承認の可否	許可・承認の有無	当局の対応	報告された原因分析及び是正措置
23	2019/7/23	個人	兵庫県多可郡	マルチコプター プロペラ除く直径約1.8m、最大離陸重量約24.9kg	<ul style="list-style-type: none"> ・空中散布のため無人航空機を飛行させていたところ、電線に接触し損傷させた。 ・本件事案による人の負傷はなかった。 ・なお、操縦者の操縦経験は27時間以上。 	第132条の2第3号、第5号及び第6号（30m未満の飛行、危険物の輸送及び物件投下）	有	<ul style="list-style-type: none"> ・原因分析と再発防止策の検討を指示した。 	<p>【原因分析】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飛行経路の事前確認不足と考えられる。 <p>【是正措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飛行経路の確認（目視）、遠距離等により十分に確認できない場合は、近づいて再確認する。
42	2019/8/8	農業関連業者	広島県庄原市	マルチコプター プロペラ除く直径約1.5m、最大離陸重量約24.7kg	<ul style="list-style-type: none"> ・空中散布のため無人航空機を飛行させていたところ、着陸時に風に煽られ機体が横転し、操縦者に接触した。操縦者は右手中指を骨折した。 ・本件事案による第三者の物件の被害はなかった。 	第132条の2第3号、第5号及び第6号（30m未満の飛行、危険物の輸送及び物件投下）	有	<ul style="list-style-type: none"> ・原因分析と再発防止策の検討を指示した。 	<p>【原因分析】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在確認中 <p>【是正措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在検討中
54	2019/8/24	農業関連業者	広島県広島市	マルチコプター プロペラ除く直径約1.0m、最大離陸重量約15.9kg	<ul style="list-style-type: none"> ・空中散布のため無人航空機を飛行させていたところ、電話線に接触し墜落した。 ・本件事案による人の負傷はなかった。 ・なお、操縦者の操縦経験は11時間以上。 	第132条の2第3号、第5号及び第6号（30m未満の飛行、危険物の輸送及び物件投下）	有	<ul style="list-style-type: none"> ・原因分析と再発防止策の検討を指示した。 	<p>【原因分析】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助者を2名配置していたが、電話線が周囲の背景と同化し視認できなかったものと考えられる。 <p>【是正措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前確認を徹底する。

※令和元年7月30日より、農林水産省消費・安全局長通知「空中散布における無人航空機利用技術指導指針」の廃止等に伴い、これまで農林水産省に報告のあった空中散布における無人航空機の物損事故等の情報についても航空局に報告されることとなった。